2　1(b)の規定にかかわらず、この章の規定に従って情報（公に利用可能な情報を除く。）を受領する一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局が別段の通報を行う場合を除くほか、当該情報を競争法の執行のために一方の締約国政府の関連する法執行当局に伝達することができる。当該法執行当局は、次条に規定する条件に従って当該情報を使用することができる。

3　一方の締約国政府は、自国の法令に従い、他方の締約国政府がこの章の規定に従って秘密のものとして提供するあらゆる情報の秘密性を保持する。

4　一方の締約国政府は、秘密性又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

5　この章の他の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国政府も、自国の法令によって禁止されている場合又は自己の重要な利益と両立しないと認める場合には、他方の締約国政府に情報を提供することを要しない。特に、

(a)　日本国政府は、独占禁止法第三十九条の規定の適用を受ける「事業者の秘密」（第十二条1(b)の規定に従って行われる照会の結果として関係事業者の同意を得て提供されるものを除く。）をペルー政府に提供することを要しない。

(b)　ペルー政府は、反競争的行為防止法第三十二条の規定の適用を受ける「営業上の秘密」、「産業上の秘密」又は「私的な情報」（第十二条1(b)の規定に従って行われる照会の結果として関係事業者の同意を得て提供されるものを除く。）を日本国政府に提供することを要しない。

6　この条の規定は、情報を受領した締約国政府が、自国の法令に従って義務付けられている限度において、当該情報の使用又は開示を行うことを妨げない。当該情報を受領した締約国政府は、可能な限り、情報を提供した締約国政府に対し当該使用又は開示について事前に通報する。

第十九条　刑事手続のための情報の使用

1　この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、他方の締約国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。

2　この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）を他方の締約国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続において提示することが必要とされる場合には、他方の締約国政府は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は一方の締約国の法令に従って設けられたその他の経路を通じて一方の締約国政府に提出する。

第二十条　連絡

この章に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定に基づく連絡については、両競争当局間で直接行うことができる。ただし、第十条の規定に基づく通報及び第十三条1の規定に基づく要請については、外交上の経路を通じ、書面により確認する。その確認については、関係する連絡が両競争当局間において行われた後、実行可能な限り速やかに行う。

第二十一条　雑則

1　この章の規定を実施するための詳細な取決めは、両競争当局間で行うことができる。

2　この章のいかなる規定も、他の二国間又は多数国間の協定又は取決めに従って両締約国政府が相互に支援を求め、又は提供することを妨げるものではない。

3　この章のいかなる規定も、管轄権に関連するあらゆる問題に関するいずれの締約国政府の政策又は法的立場をも害するものと解してはならない。

4　この章のいかなる規定も、他の国際協定若しくは国際的な取決め又は自国の法律に基づくいずれの締約国政府の権利及び義務にも影響を及ぼすものと解してはならない。

第三章　協力

第二十二条　貿易及び投資の促進

基本協定第二百一条の規定に従い、この条の規定に基づく協力には、次のことを含めることができる。

(a)　貿易及び投資に関する意見及び情報を交換すること。

(b)　両締約国における貿易及び投資に関する知識の普及及び改善のため、専門家、研修生及び研究者の交流を奨励すること。

(c)　両締約国間の貿易及び投資並びに関連する事業活動の更なる促進のため、投資環境に関する情報及び事業に関連する法令に関する情報を交換すること。

(d)　関連機関の知見及び支援を得て、貿易使節団、貿易見本市、セミナー及び展示会への参加並びにこれらの共同開催を奨励すること。

(e)　両締約国政府が合意するその他の形態に関すること。

第二十三条　製造業

基本協定第二百一条の規定に従い、

(a)　この条の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i)　生産セクター、特に中小企業に関連する人材の養成

(ii)　基本協定第九十八条に規定する協力及び技術援助の奨励

(iii)　中小企業の経営、競争力及び技術的能力の強化

(iv)　環境上適正な技術による環境保護の促進

(v)　両締約国政府が合意するその他の範囲

(b)　この条の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。

(i)　生産セクター、特に中小企業のための政策に関する情報並びに生産セクター、特に中小企業の発展及び促進についての最良の慣行に関する情報を交換すること。

(ii)　生産セクター、特に中小企業のための能力を開発すること。

(iii)　セミナー及び研究集会を促進すること。

(iv)　研修の機会を増大させること。

(v)　専門家の交流を奨励すること。

(vi)　両締約国政府が合意するその他の形態に関すること。

注釈　この条の規定の適用上、「中小企業」には、零細企業を含む。

第二十四条　漁業

基本協定第二百一条の規定に従い、

(a)　この条の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i)　食料安全保障に関する計画を支援することを目的とした人間による直接消費のための漁業及び養殖業の発展

(ii)　責任ある漁業に関する取組の下での漁業資源の効率的かつ持続可能な利用

(iii)　両締約国政府が合意するその他の範囲

(b)　この条の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。

(i)　生産基盤及び公的機関であって、漁業及び養殖業の発展に関連するものを強化すること。

(ii)　人間による直接消費のための新たな産品の開発並びに魚種の採捕及び加工を促進するための共同調査及び情報交換を奨励すること。

(iii)　新たな投資及び事業を奨励するため、経済的な団体（例えば、業界団体、企業）の間の交流を奨励すること。

(iv)　違法な漁業並びに管理されておらず、及び規制されていない漁業を阻止するため、共同の活動及び情報の交換を促進すること。

(v)　両締約国政府が合意するその他の形態に関すること。

第二十五条　科学技術及び環境

基本協定第二百一条の規定に従い、

(a)　この条の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i)　先端科学技術

(ii)　高度な知識及び技能を有する人材の養成